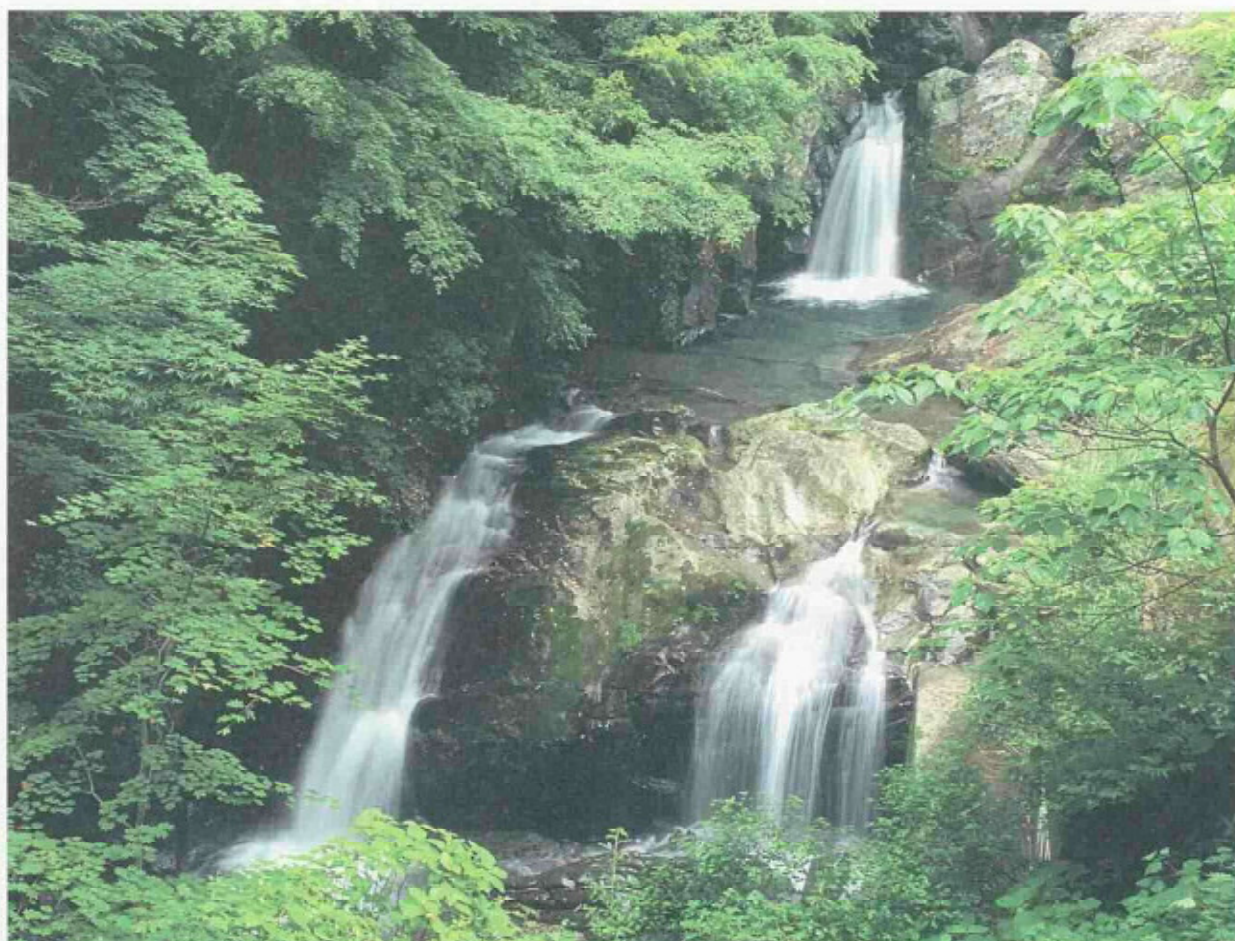


浜松市 川や湖を守る条例

～美しく豊かな川や湖を次代に継承するために～

平成20年7月1日施行



平成20年7月1日から、「浜松市 川や湖を守る条例」が施行されました。

浜松市内には、天竜川や浜名湖など美しく豊かな川や湖があります。本条例では、美しく豊かな川や湖を次代に継承するために、市民や事業者が守るべきこと、しなければならないことが示されています。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

川や湖でキャンプやバーベキューなどをするみなさまは～

○以下に掲げる行為をしてはいけません(条例第21条)。

❌ ゴミを捨てる・放置する



❌ 鉄板や食器を川や湖の水で洗うこと、洗った水を流すこと



禁止

❌ トイレ以外で用便すること



❌ 夜間(22時～翌日の6時)の騒音の発生(花火や音響機器等の使用等)



○上記禁止行為に対して過料が科せられることがあります(条例第27条)。

環境共生区域は、川や湖でレジャーを楽しむ方のマナー向上を図るための区域で、阿多古川の平田大橋から阿多古橋までの間、都田川の都田橋から東山橋までの間の河川区域です(下図参照)。

平成21年4月1日から、環境共生区域で上記の行為をした者には、5,000円の過料が科せられることがあります。

〈環境共生区域の範囲〉



〈川や湖でキャンプやバーベキューをする際の禁止行為についてのお問い合わせ先〉

浜松市環境部環境政策課 TEL 053-453-6149 FAX 053-450-7013 E-mail kankyuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

湖沼保全区域の事業者のみなさまは～

- 湖沼保全区域内(右図参照)の水質汚濁防止法上の特定事業場について、測定義務などの規制がかかります(条例第18条、第19条)。

本条例により、平成21年4月1日からは、湖沼保全区域(湖沼の水環境や地域住民の生活環境を保全するために重点的に施策を行う区域で、都田川、浜名湖、佐鳴湖へ水が流入する地域。右図参照。)内の1日当たりの平均的な排出水の量が10m³以上50m³未満である特定事業場に、排出水中のCOD、窒素含有量、りん含有量を測定することが義務付けられます。測定項目・頻度は下表をご参照ください。

また、水質汚濁防止法の排水規制がかからない事業場であっても排出される水によって、排出先の川や湖に著しい汚濁を生じている場合は、行政指導の対象となります。

湖沼保全区域の範囲



工場又は事業場の区分		排水基準 (生活環境項目※1) の適用	生活環境項目についての測定義務
工場又は事業場の種類	一日当たりの平均的な排出水の量		
水質汚濁防止法上の特定事業場(下段のものを除く)	10m ³ 未満	—	—
	10m ³ 以上30m ³ 未満	—	○(COD、窒素含有量、りん含有量に限る) ※1年に1回以上の測定
静岡県生活環境の保全等に関する条例上の特定事業場	30m ³ 以上50m ³ 未満	—	○(COD、窒素含有量、りん含有量に限る) ※6ヶ月に1回以上の測定
	50m ³ 以上	○	○ ※定期的な測定が必要
水質汚濁防止法上の特定事業場のうち豚房施設、牛房施設、馬房施設のみを設置する事業場	7.5m ³ 未満	—	—
	7.5m ³ 以上50m ³ 未満	▲ ※COD又はBOD、及びSSに限る	▲(COD又はBOD、及びSSに限る) ※定期的な測定が必要
	50m ³ 以上	○	○ ※定期的な測定が必要

●測定は、全ての項目を実施する必要はなく、特定事業場から排出される水において通常問題とされる項目についてのみ必要。

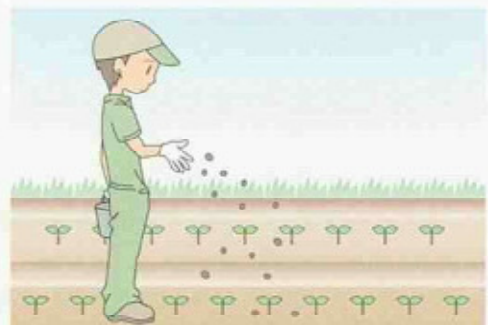
●表中「○」は「水質汚濁防止法」又は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」の規定によるもの、「▲」は「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」の規定によるもの、「○」は「浜松市川や湖を守る条例」の規定によるものをそれぞれ示している。

※1 生活環境に係る被害を生じるおそれがある、COD、pHなどの12項目(水質汚濁防止法施行令第3条参照)

湖沼保全区域で肥料を使用するみなさまは～

- 肥料の適正使用に努めなければなりません(条例第16条)。

肥料に含まれる窒素やりんは、湖沼の富栄養化をもたらし、湖沼の水環境に悪い影響を与えます。窒素・りんの湖沼への流入を抑制するために、農業従事者、ゴルフ場管理者や一般家庭で家庭菜園をしている方などは肥料の適正使用に努めましょう。

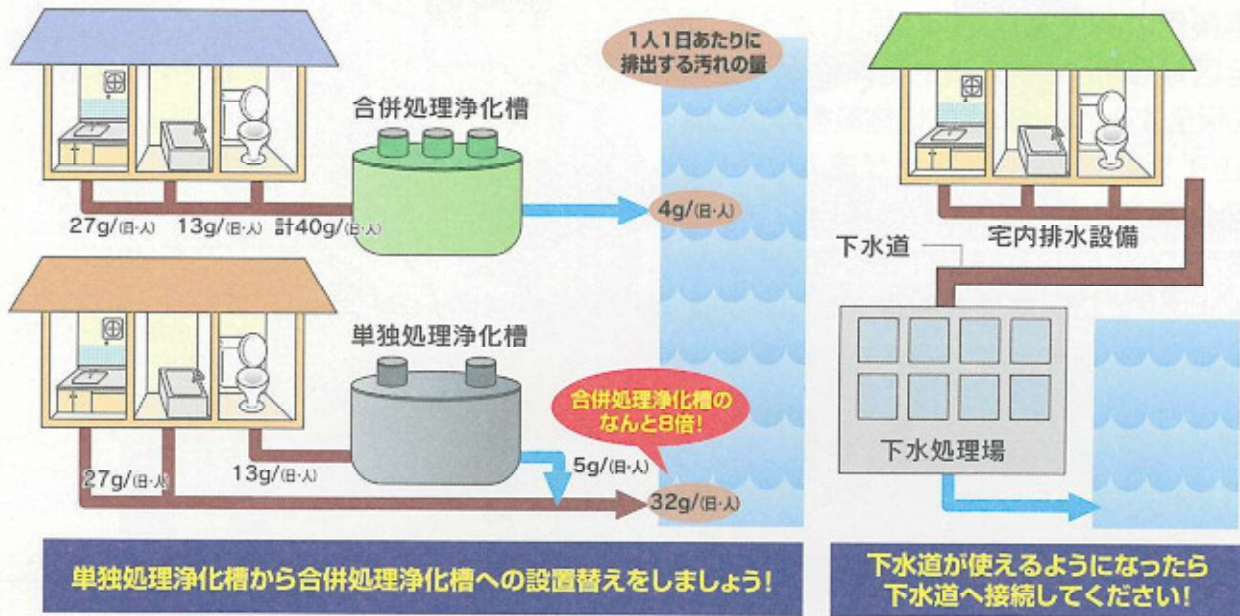


(湖沼保全区域での規制等についてのお問い合わせ先)

浜松市環境部環境保全課 TEL 053-453-6144 FAX 053-454-0514 E-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

市内全域の市民・事業者のみなさまは～

○下水道へ接続するか、合併処理浄化槽の設置に努めなければなりません(条例第15条)。
 事業場からの排水はもちろんのこと、日常生活に伴う排水も川や湖を汚します。汚れた水を公共水域に流さないためにも、下水道等の供用が開始された地域においては下水道に接続し、それ以外の地域においては合併処理浄化槽を設置に努めてください。



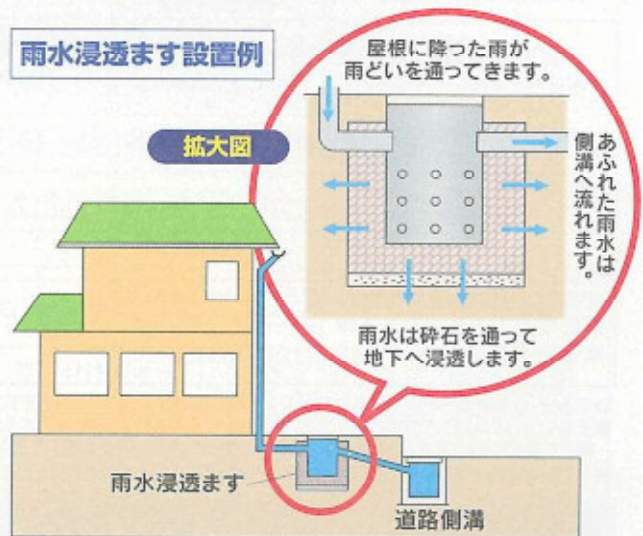
※図中の汚れの量はBODで示しています。

○雨水浸透施設の設置に努めましょう(条例第10条)。

雨水浸透施設とは、屋根などに降った雨を地中に浸透させる施設で、雨水浸透ますや浸透側溝等をいいます。地中に浸透する雨水が増えると、地下水や湧水が増え、湖沼の水の入れ換えがさかんになり、水質の改善につながります。

佐鳴湖上流域では、雨水浸透ますの設置に関する補助金がありますので設置に努めてください(ただし、設置が禁止される区域や場所がありますのでご注意ください)。

雨水浸透ます設置例



◎雨水浸透施設設置禁止区域・場所

- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・砂防指定地
- ・有害物質を製造又は使用している工場、事業場
- ・工場、事業場の跡地で土壌の環境基準を超えている場所
- ・ガソリンスタンド、自動車解体工場など油流出のおそれのある工場、事業場
- ・のり面や周辺構造物に悪影響を与えるおそれがある場所

〈下水道の接続についてのお問い合わせ先〉

浜松市上下水道部お客さまサービス課 TEL 053-474-7916 FAX 053-474-8009 E-mail service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〈浄化槽についてのお問い合わせ先〉

浜松市上下水道部お客さまサービス課 TEL 053-474-7915 FAX 053-474-8009 E-mail service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

各区まちづくり推進課(東・南区除く)又は区民生活課(東・南区) TEL 中区 457-2778 東区 424-0164 西区 597-1150 南区 425-1382 北区 523-3120 浜北区 585-1115 天竜区 922-0033

〈雨水浸透施設についてのお問い合わせ先〉

浜松市環境部環境保全課 TEL 053-453-6198 FAX 053-454-0514 E-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp